

地方分権改革の推進について

国と地方の協議の場
提出資料

平成26年10月21日

地 方 六 団 体

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げた「まち・ひと・しごと創生」の取り組みがスタートした。政府は、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げることが重要としている。安倍内閣のもと、地方分権改革が「提案募集方式」の導入など新たなステージに入ったことはまさに時宜を得ており、具体的な結果を残さなければならない。

地域が直面する課題について、地域自らが自主的・自立的な取り組みを行うことができるよう、地方への事務権限の移譲、「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け・枠付けの見直しを実現する必要があり、このため、特に、以下の取組を進めるべきである。

農地制度の見直しについて

地方に「しごと」を生み出し、「まち」に「ひと」が住み、希望を持ち続けることができるようにするためには、農業の再生と、総合的なまちづくりの両立を実現する必要がある。

このため、真に守るべき農地を確保しつつ、住民に身近な地方自治体が主体となって地域の実情に応じた土地利用を実現する観点から、「まち・ひと・しごと創生」のための地方分権改革の最重要課題として農地制度のあり方を見直す必要があり、具体的には、以下の見直しを行うべきである。

- 農地の総量確保の目標については、市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国、都道府県及び市町村が議論を尽くした上で設定し、それぞれが責任をもって目標達成のための施策に取り組むこととする。これにより、農地確保の責任を国と地方が共有し、農地の総量確保の仕組みの実効性を確保する（マクロ管理の充実）。
- これを前提として、個別の農地転用許可等（ミクロ管理）については、大臣許可・協議等に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに総合的なまちづくりに支障をきたしていることから、基

準の明確化等の措置を講じた上で、大臣許可・協議を廃止し、市町村に移譲する。

なお、過日、農林水産省から、農地転用許可等の権限移譲は行わないが、農地の総量確保の目標設定に当たって、市町村の意見を聴取するという案が提示されたが、農地の総量確保について農業や農村の実態を最も理解している市町村が責任を負うこととする以上、もはや、個々の農地転用許可等について市町村に移譲できない理由はない。

提案募集方式等について

初年度の取り組みがスタートした提案募集方式については、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステムとして評価するものである。現に、募集に応じて、土地利用等の事務・権限の移譲、福祉施設に係る「従うべき基準」の見直しをはじめとして、953件にのぼる積極的な提案が提出され、まさに意欲と知恵がある地方からの具体的な提案となっている。しかしながら、各府省の第一次回答で提案内容を実施するとされたものはわずか6件に過ぎない。このように各府省が、地方が失望する対応を取り続けることは、いたずらに徒労感だけを残し、地方の自立への意欲を削ぎ、国全体の活性化に大きな支障となる。

地方からの提案を真摯に受け止め、地方分権改革推進本部長の安倍総理のもとで、各大臣のリーダーシップにより、実現に向けた取り組みを積極的に進め、提案募集方式の初年度の結果がさらなる地方の意欲を引き出すものになるようにするべきである。

また、同じく新たに導入された手法である「手挙げ方式」についても、地方の意欲及び個性を尊重し、全国どこでも同じ枠にはめのではなく、それぞれの地域にあった、言わばオーダーメイドの施策の実施に資する手法となるよう、政府として積極的に活用するべきである。

その他

今後、第4次一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を確実に進められたい。